

駒ヶ根市教育委員会表彰内規

(趣旨)

第1 この内規は、駒ヶ根市の教育行政に積極的に協力又は援助した者及び教育文化の振興に貢献した者に対し、感謝の意を表すため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2 (1) 教育委員会は、次の各号の一に該当する者について、選考のうえ表彰する。

- ①教育行政の振興について功績が顕著なもの
- ②学校教育の振興について功績が顕著なもの
- ③学校保健の振興について功績が顕著なもの
- ④社会教育の振興について功績が顕著なもの
- ⑤社会体育の振興について功績が顕著なもの
- ⑥幼児教育及び家庭教育等の振興について功績が顕著なもの
- ⑦芸術及び文化の振興又は文化財の保護について功績が顕著なもの
- ⑧前各号に定めるもののほか、教育に関し特に功績が顕著なもの

(2) 選考の基準は、別表1のとおりである。

第3 表彰は、表彰状又は感謝状を交付するほか、記念品を添えることができる。

附則

この内規は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

この内規は、平成3年6月1日から適用する。

附則

この内規は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この内規は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

該当者	選考の基準
成績優秀者	全国大会等で優秀な成績をおさめ、多くの市民に対し、夢と希望を与える快挙を成し遂げた者
寄附者	教育、文化振興のため、50万円相当額以上の金品を寄附した篤志者（市長が感謝状を交付したものを除く。）
附属機関の委員	市長及び教育委員会が任命した附属機関の委員として、6年間以上在職し退任した者
教育振興功績者	その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者